

公益社団法人生命科学振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人生命科学振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、本部を京都市左京区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命科学に関する学際的調査研究などを行うことにより、生命科学の振興を図り、もって国民生活の向上及び健全な社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生命科学に関する調査研究
 - (2) 生命科学に関し顕著な功績のあった者の表彰
 - (3) 生命科学に関する情報の収集及び提供
 - (4) 生命科学に関する外国機関との連絡
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人(特別正会員含む)
- (2) 法人会員 この法人の事業を援助するため入会した法人(特別法人会員含む)
- (3) 永年会員 20年以上正会員に在籍し、75才以上の者であつて理事会の承認を得た個人

(入会)

第6条 正会員及び法人会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、法人の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、永年会員は会費を免除できる。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも理事長に退会届を提出して退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第17条2項の総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名する正当な事由があるとき

(資格喪失)

第10条 正会員は、前2条の場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 会費を3年以上納入しなかったとき
- (2) 正会員全員の同意があったとき
- (3) 死亡又は解散したとき

第4章総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもつて構成する。

2 前項の総会をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は総会の日々の2週間前までに正会員に対して必要事項を記載した書面をもつて通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもつて議決権を行使できる。

この場合において、この議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事又は監事に欠員が生じたとき、補欠の理事又は監事を選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長は、年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない
- 4 常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行し理事会を召集する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 会長

(会長の職務等)

第30条 この法人に会長1名を置くことができる。

- 2 会長は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じ、理事会において参考意見を述べることができる。
- 4 会長は、無報酬とする。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役の職務等)

第31条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上の事項について理事長の諮問に応じ、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長

が次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この法人は(総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益社団法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散するときに有する残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人に帰属するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第13章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は渡邊昌とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

- 4 この定款の変更は、平成26年1月26日から施行する。
- 5 この定款の変更は、平成28年6月11日から施行する。
- 6 この定款の変更は、平成30年6月15日から施行する。
- 7 この定款の変更は、令和元年6月11日から施行する
- 8 この定款の変更は、令和3年6月18日から施行する。
- 9 この定款の変更は、令和4年6月22日から施行する。